

沖縄の環境についてお気楽に考えるマガジン

おきえこ

(環境白書【平成17年度報告】概要版)

沖縄県の環境の現状と対策が分かりやすく理解できます

環境について楽しく学べるコラムを掲載

写真館でほっと一息

環境各課の業務を職員が紹介

沖 縄 県

もくじ

本文

はじめに	1
沖縄県の目指す方向	2
沖縄の貴重な自然を守る	3
地球温暖化を防ぐ	6
身近な生活環境を守る	9
廃棄物を減らす	13
県庁の職員の取組	15
環境を担う人を育てる	17
その他の取組	19
環境に関するお問い合わせ先	21

コラム

こんな生物も外来種（生物）って知ってますか？	4
地球温暖化とは	6
沖縄県地球温暖化防止活動推進員	7
赤土等流出はなぜ起こるのか？	11
あなたのグリーン購入度をチェック	15

写真館

動物編	8
植物と海の生物編	20

お仕事紹介

自然保護課	5
環境保全課	12
環境整備課	14
環境政策課	16

はじめに

- おきえこを手にした皆様へ -

一年中暖かな沖縄の気候は、豊かで独特の自然環境を作り出し、いろいろな動物や植物を育んできました。

しかし、このような沖縄の自然環境は、先の大戦により打撃を受け、さらに戦後広大な米軍基地が建設されたことや本土復帰後に様々な開発事業が急速に進んだことから、大きく失われてしまいました。

また、最近では、赤土による海や川の汚染、廃棄物の増加といった身近な環境問題だけでなく、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球規模の環境問題も生じてきています。

私たちは、祖先から受けついでこの豊かな自然を守り、次の世代に残していかなければなりません。

でも、決して難しく考える必要はありません。私たちの環境を守るために、学校で、家庭で、職場で、地域で、すぐにでもできることがあるはずです。一つ一つの行動は小さなものでも、その積み重ねはきっと沖縄の環境を変えていく大きな力になるでしょう。

この「おきえこ」を手にした皆様が、沖縄の環境について少しでも興味を持っていただき、そして環境を守るための一歩を踏み出していただくことを願っています。

沖縄県の目指す方向

沖縄県では、環境問題に取り組むため、いろいろな条例や計画を定めていますが、その中でも基本となっているものが、「沖縄県環境基本条例」と「沖縄県環境基本計画」です。

沖縄県環境基本条例では、環境の保全及び創造に関する基本理念、県・事業者・県民・観光客等が果たすべき役割について定めています。

そして、沖縄県環境基本計画では、沖縄県環境基本条例の基本理念を実現するために4つの基本目標を定めるとともに、それらを達成するための数値目標と具体的な対策について定めています。

沖縄県が目指す環境像

沖縄県環境基本条例に基づいて目指す環境像

豊かな自然環境に恵まれたやすらぎと潤いのある沖縄県



沖縄県環境基本条例の基本理念

恵み豊かな環境の享受と将来世代への継承
環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
人と自然が共生し、豊かな自然環境の保全と快適な生活環境の実現
地球環境保全の積極的な推進

基本目標

環境への負荷の少ない循環型の社会づくり【 循 環 】
人と自然が共生する潤いのある地域づくり【 共 生 】
環境保全活動への積極的な参加【 参 加 】
地球環境の保全に貢献する社会づくり【 地球環境保全 】

沖縄の貴重な自然を守る

やんばる地域に生息する貴重な野生動植物を守るため、マングースなどの外来種対策に取り組めます。

また、サンゴ礁の保全対策、石垣島周辺及びやんばる地域の国立公園化を支援するとともに、「琉球諸島」の世界自然遺産登録に向けて取り組んでいきます。

1 マングース対策

沖縄県のやんばる地域にはノグチゲラやヤンバルクイナなどの希少種、固有種が数多く生息していますが、マングースなどの外来生物の侵入等により、これら野生生物が絶滅の危機に瀕しています。

そのため、県においては平成12年から、北部の3村(国頭村、大宜味村、東村)においてマングースの駆除を実施しています。

また、中南部地域から北上するマングースの侵入を防止するため、平成17年度と平成18年度の2年間で、大宜味村塩屋湾から東村福地ダムに至るラインに北上防止柵を設置することとしています。



捕獲されたマングース



マングースの北上防止柵

2 絶滅のおそれのある野生動植物の保護

県内に生息する貴重な野生動植物の現状を把握するため、平成17年度に「改訂・レッドデータおきなわ」動物編と菌類編・植物編を発行しました。

この中において、イリオモテヤマネコ、ジュゴン、ヤンバルクイナなど1,783種が、絶滅のおそれのある種として掲載されています。

また、県や県民、事業者が一体となって県内の貴重な野生動植物の保護に取り組むため、現在、「沖縄県希少野生動植物種保護条例(仮称)」の制定に向け作業を進めています。

こんな生物も外来種（生物）って知っていますか？

外来種とは、もともとその地域にはいなかったのに、人間によって外から持ち込まれた生物のことです。沖縄県で、最もよく知られた外来種といえば、マングースです。

マングースは、もともとハブやネズミの駆除を目的としてインドから導入されましたが、実際、野外において、ハブを食べていることは少ないようです。1910年に那覇近郊で放されたマングースは、今ややんばるにまで侵入し、ヤンバルクイナやノグチゲラなどの貴重な動物をえさとしている可能性があり、やんばるの生態系に大きな影響を与えていると考えられています。

それ以外にも、動物では、アフリカマイマイ、タイワンハブ、ネコ、インドクジャク、オオヒキガエル、植物では、アメリカハグルマやシロツメグサ、モクマオウなどが外来種です。

外来種には、その地域に住んでいた貴重な生物を絶滅させる、その地域に成立していた生態系のバランスを崩してしまう、人間や農作物に害を与えるなどの問題を引き起こすものもいるため、外来種がこれ以上広がらないようにしなければなりません。

3 「琉球諸島」を世界自然遺産へ

世界自然遺産とは、世界遺産条約に基づき世界遺産リストに記載された、保存・鑑賞・学術上、世界的に優れた価値をもつ地形、生態系、自然景観などを有する地域のことで、日本では現在、屋久島、白神山地、知床の3地域が世界自然遺産に登録されています。

鹿児島県のトカラ列島以南の奄美諸島、沖縄諸島及び先島諸島などの島々を含む「琉球諸島」は、大陸や日本列島と陸続きになったり、離れたりを繰り返したことで、各島々で独自の生物の進化がみられ、世界でここだけにしかいない生物が多く見られるのが特徴です。

このため、「琉球諸島」は、平成15年に国が設置した「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、世界自然遺産の国内候補地に選ばれました。

世界自然遺産への登録に向け、関係機関と連携を図りながら様々な課題に取り組んでいくとともに、世界自然遺産制度の仕組みや自然保護思想の普及啓発活動に取り組めます。

4 エコツーリズムの推進

平成17年度に沖縄県を訪れた観光客の数は約557万に達し、リピーター客も増加している中、観光客自らが自然体験をするエコツアーが注目を集めています。

しかし、新たな産業として注目が高まるにつれて、訓練されていないガイド、活動理念のない事業者、マナーが悪い観光客などによる問題が指摘されるようになってきました。

これらの課題に対応するため、観光客・県民・事業者が守るべきルールを定めた「沖縄県エコツーリズムガイドライン2004」を作成するとともに、エコツアー事業者間のルールを定める「保全利用協定」の普及に取り組んでいます。



エコツーリズムの風景（東村慶佐次）

5 野生鳥獣^{ちやうじゆう}の保護

県内に生息する野生鳥獣を保護するため、鳥獣保護区を定め、鳥獣保護員を設置し、巡回や監視を行っています。

また、ケガや病気の野生鳥獣を保護するため、県獣医師会の協力を得て、傷病野生鳥獣の受入を行っています。

6 サンゴ礁^{しょうご}の保全

平成13年頃から沖縄島周辺や慶良間諸島^{けらま}海域において、オニヒトデが大量に発生し、サンゴ礁は危機的な状況になっていることから、県では、サンゴやオニヒトデの生息状況の調査やオニヒトデの駆除を行うなど、総合的なサンゴ礁保全対策に取り組んでいます。

特に慶良間諸島海域では、優先的に保全を図る「最重要保全区域」を5か所定めて、集中的な保全対策を実施しています。



サンゴを食べるオニヒトデ

7 自然公園の整備

沖縄県には現在、西表^{しりおもて}国立公園、沖縄海岸^{しんせき}国立公園、沖縄戦跡^{くめじま}国立公園、久米島^{くらぶ}県立自然公園、伊良部^{いらぶ}県立自然公園、渡名喜^{となき}県立自然公園の6つの自然公園があります。

自然公園の適正な管理運営を行うため、各公園ごとに公園計画^{きゆうけいじよ}を定め、休憩所、歩道、駐車場などの施設を整備しています。

また、自然公園監視員が、公園内の動植物の保護、清掃活動、事故の予防について監視を行っています。



沖縄海岸国立公園(座間味島)

仕事紹介 ~ 自然保護課 ~



自然保護課は、野生生物の保護、鳥獣保護区、自然公園や温泉などに関する業務を所管しています。

その中で、私たち二人は主に自然公園の許認可業務を担当しています。自然公園の保護と利用のバランスに配慮^{はいりよ}しながら取り組んでいます。

(左)主任 與那嶺 正人

(右)主任 伊波 亨

地球温暖化を防ぐ

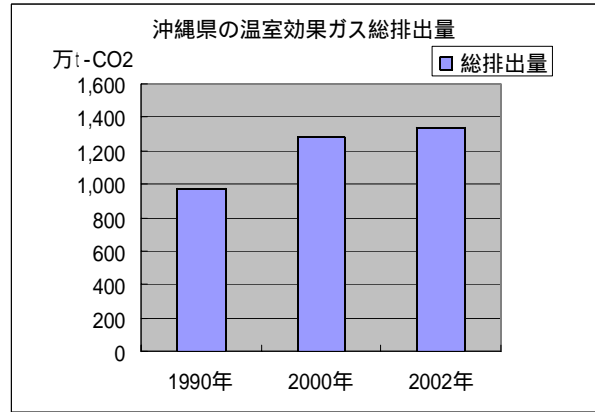
沖縄県の温室効果ガスの総排出量を2010年度(平成22年度)までに2000年度(平成12年度)レベルから8%削減することを目指します。

1 温室効果ガスの排出状況

沖縄県の2000年度の温室効果ガス総排出量は、1,284 万t-CO₂で、1990年度の排出量976.8 万t-CO₂に比べると約31.4%増加しています。

また、2002年度(平成14年度)の温室効果ガス排出量は1,342.3 万t-CO₂で、沖縄県地球温暖化対策地域推進計画の基準年度である2000年度と比較して4.5%増加しています。

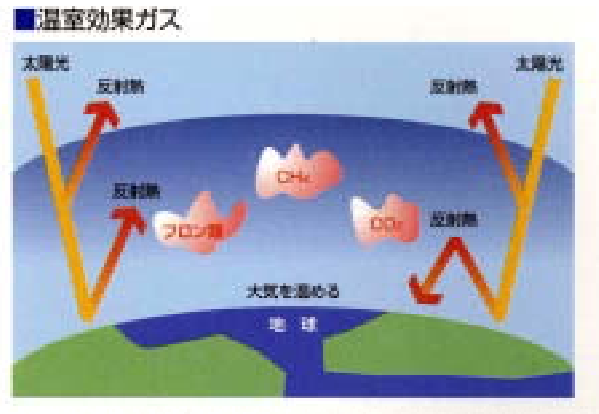
車社会の沖縄で自動車の利用者が増えていることや電気使用量等のエネルギー消費が増えていることが理由と考えられます。



地球温暖化とは？

大気中の二酸化炭素(CO₂)など、熱を吸収する性質がある「温室効果ガス」が、人間の経済活動などに伴って増加する一方、森林の破壊などによってCO₂の吸収が減少することにより、地球全体の気温が上昇する現象のことです。

温暖化によって台風の威力の増大、砂浜の消失、サンゴ礁やマングローブの死滅、熱中症の増加やマラリア、デング熱などの感染症の増加など様々な影響が出る事が予想されています。



地球温暖化のイメージ

2 対策

(1) バイオエタノールの普及

バイオエタノールは、サトウキビやトウモロコシなどの植物から製造したエタノールのことで、石油などの化石燃料と異なり、総体として大気中の二酸化炭素を増加させないため、二酸化炭素の削減効果があるとされています。

宮古島では、サトウキビから砂糖(分蜜糖)を製造する際に発生する副産物の糖蜜を原料に、エタノールを製造しています。E3と呼ばれるバイオエタノール3%混合ガソリンを作るための技術開発とE3燃料を使用した実車走行試験が、環境省によって平成17年度から実施されています。今後、E3の普及に向けた実証実験

を本格的に行う予定となっています。

また、伊江島では、高バイオマス量サトウキビの栽培からE3燃料を製造し、その燃料を実際の車に用いて走行する実証実験を平成17年度から実施しています。

もし、沖縄県全体でE3を導入した場合、0.4%の温室効果ガス削減を見込むことができ、地球温暖化対策として十分有効と考えられているため、国と協力しながらバイオエタノールの普及を進めていきます。

(2) E^エS^スC^コO事業の推進

E^エS^スC^コOとは、「Energy Service Company」の略で、工場、事務所、店舗、公共施設などの機器(照明、空調等)を省エネ機器に入れ替えることにより光熱水費を削減し、その削減分で設備投資等のすべての経費をまかなう事業のことです。

設備投資の費用や管理費用もすべて光熱水費の削減分でまかなうため、施設の管理者は新たな支出をせずに省エネルギーを実現することができ、地球温暖化防止対策の一つとして最近注目されています。

沖縄県では、県庁舎行政棟、県立北部病院、県立看護大学の3施設でE^エS^スC^コO事業を導入することとしており、3施設合計で光熱費は年間約8,700万円(平成17年度比21.8%減)削減でき、年間3,112トンのCO₂削減が見込まれています。

今後は、県有施設だけでなく、ホテル、病院、工場などの民間施設においてもE^エS^スC^コO事業の導入を積極的に進めていきたいと考えています。

(3) おきなわアジェンダ21の推進

沖縄県では、県民・事業者・行政等がともに協力しつつ地球環境問題に取り組むための具体的な行動計画として、「みんなでつくる清ら島 - おきなわアジェンダ21 -」を策定しています。

この計画を推進するため設立された「おきなわアジェンダ21県民会議」では、6月の環境月間、12月の地球温暖化防止月間における講演会やキャンペーンの実施、県民環境フェアの開催などにより、地球環境問題に関する普及啓発活動を実施しています。



平成17年度地球温暖化防止月間では、自転車世界一周を達成した坂本達さんを招いて講演会を開催しました。

沖縄県地球温暖化防止活動推進員

沖縄県地球温暖化防止活動推進員は、自らの活動や、県や市町村などが行う地球温暖化に関する行事への参加を通して、地球温暖化の現状やその対策に関する正しい知識を広めるとともに、県民が身近なところからいろいろな温暖化防止活動に取り組めるようアドバイスや活動のお手伝いをしています。

推進員の詳しい内容については、沖縄県環境政策課にお問い合わせください。

～ 写真館その 動物編～



ノグチゲラ



ヤンバルクイナ



イリオモテヤマネコ



クロイワトカゲモドキ



ヤンバルテナガコガネ

身近な生活環境を守る

我々の生活に伴って発生する大気汚染、水質汚濁、騒音・振動・悪臭等の防止を図り、安全で良質な生活環境づくりを目指します。

また、沖縄県特有の環境問題である赤土等流出、米軍基地関連の公害に対しても関係機関と協力しながら、その解決に向けて取り組んでいきます。

1 大気環境

現状

平成17年度は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質^{ふゆうりゅうし}については環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントについては、環境基準値を超過していました。東アジア地域から流れてくるオゾンが原因と考えられています。

また、有害大気汚染物質として、ベンゼン、クロロホルム等20物質について調査を行いました。いずれも環境基準値又は指針値を下回っていました。

対策

大気測定局の設置

県内14か所の大気測定局で二酸化硫黄や二酸化窒素などの大気汚染物質を常時測定しています。測定結果は、環境省大気汚染物質広域監視システム^{かんし}(そらまめ君)を通して見ることができます。



法律及び条例に基づく指導

大気汚染に係る環境基準の維持達成を目的として、大気汚染の原因物質を排出する施設に対し、大気汚染防止法及び沖縄県公害防止条例に基づいて、ばい煙発生施設及び粉じん発生施設について届出を義務づけて規制をしています。

また、届出のあった施設や付近の住民から苦情のある工場や事業者に対して立入調査を実施し、必要な指導^{かんこく}、勧告等を行っています。

2 水

現状

河川・海域・地下水などの公共用水域の水質状況について、毎年、監視測定を実施しています。

平成17年度の環境基準達成率は、河川が89% (36水域中32水域で達成)、海域が92% (12水域中11水域で達成)で、水環境は以前に比べて改善が見られます。一部の河川で基準を満たしていないのは、生活排水^{ちくしゅ}と畜舎からの排水による水質汚濁が主な原因となっています。

また、昭和57年より問題となっていた沖縄市の地下水水銀汚染については、調査の結果、自然由来の可能性が高いことが判明しています。

なお、海水浴場の水質状況についても毎年調査を実施していますが、すべての海水浴場において基準を満たしていました。

対策

生活排水対策

県は、水質環境基準が達成されていない水域で、生活排水による汚濁負荷の大きい6流域を生活排水対

策重点地域に指定しており、重点地域に指定された市町村では生活排水対策推進計画を策定し、その対策に取り組んでいます。

また、生活排水対策の普及・指導に当たる指導員の育成を図るため、指導員養成講座を通して指導員を育成し、指導員による普及啓発活動を行いました。

事業場排水対策

水質汚濁防止法、沖縄県公害防止条例に基づき、特定事業場の届出を義務づけるとともに、必要に応じて立入検査や指導を行っています。

3 化学物質

化学物質とは？

現在、世界中で流通している化学物質は5万種類以上とされています。

私たちの周りでも多種多様な化学物質が使用されており、日常生活の維持向上に欠かせないものとなっていますが、一方でダイオキシン類や内分ないぶんびつかくらんぶつしつ擾乱物質(環境ホルモン)など、人の健康や環境へ悪影響を及ぼすおそれのあるものも含まれています。

現状

大気、川や海などの公共用水域、地下水、土壌について、ダイオキシン類の調査を実施していますが、これまで環境基準を超えたことはありません。

対策

県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水、土壌中のダイオキシン類を常時監視するとともに、特定施設の調査、指導、監視を行っています。

また、有害性があると思われる化学物質を取り扱う事業者の自主的な排出抑制を促すことを目的として、一定規模以上の事業者に対して、化学物質排出移動量届出制度(P R T R制度)に基づき、化学物質の環境中への排出量等について報告を義務づけています。

4 騒音・振動・悪臭

現状

苦情の件数

騒音の苦情は、日常生活に関係が深い問題であり、その発生源、けいたい形態も様々です。平成17年度の苦情件数は、66件でその主な発生源は建設業によるものです。

悪臭の苦情件数は、254件で、沖縄県の公害苦情の中で最も件数が多く、増加傾向にあります。苦情の主な発生源は、農業、建設業、製造業、サービス業などによるものです。

なお、振動の公害苦情件数は、5件で、毎年数件程度です。

自動車交通騒音

県では、交通量の多い主要幹線道路において自動車交通騒音の測定及び評価を行っています。平成17年度は、10区間において評価を行った結果、昼夜間とも環境基準を達成している住居等の割合は91.9%でした。

航空機騒音

県では、那覇空港及び米軍が使用する飛行場周辺において航空機騒音の監視測定を行っています。

那覇空港については、4地点で監視測定を実施しており、平成17年度は、2地点で環境基準値を超過していました。

対策

規制地域の指定

騒音・振動・悪臭を防止するため、知事は市町村長の意見を聴き、規制地域を指定しており、地域内の工場・事業場に対して、市町村が立入検査や改善命令などの指導を行っています。

臭気指数規制の導入

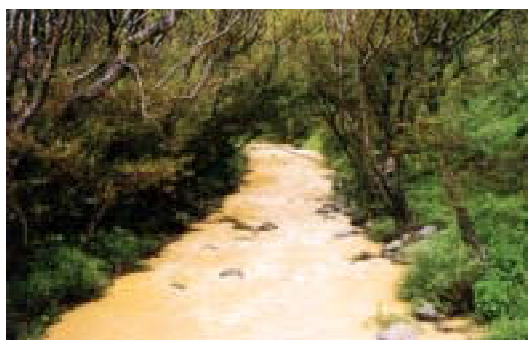
県では、工場その他の事業場から発生する悪臭についてアンモニア等22物質による「特定悪臭物質規制」により規制してきました。しかし、最近の悪臭苦情は、いろいろな物質の臭いが混ざり合った複合臭が原因であったり、指定された悪臭物質以外の物質が原因である苦情が増加しています。

そこで、いろいろな物質の臭いがまざりあった複合臭に対応可能な「臭気指数規制」の導入を進めています。

5 赤土等の流出

現状

平成13年度の沖縄県の年間赤土等流出量は30万トンで、その内訳を見ると、農地からの流出が22万トン、開発事業5万トン、米軍基地2万トンとなっており、農地からの流出が全体の約4分の3を占めることから、農地からの赤土等流出対策が重要な課題となっています。



河川への赤土等の流入

赤土等流出はなぜ起こるのか？

赤土等流出の直接の原因は、農業、米軍基地での演習、大規模な開発工事など我々の人間活動に伴うものですが、それに加えて沖縄固有の自然条件も大きく関係しています。

まず、県内に広く分布する「赤土」と呼ばれる国頭マーゼやクチャと呼ばれる泥岩^{でいがん}は、日本本土の土に比べて流出しやすい特性を持っています。次に、沖縄ではスコールのような激しい雨が^{どじょう}多く、^{しんじよく}土壌が浸食されやすくなっています。さらに、沖縄の川は短く、流れも急なため、流れ出した赤土等が短時間で海へ出てしまいます。

赤土が川や海に積もると、川や海に住む多くの生物は大切な^{すみか}住み処を失ってしまいます。

また、重要な水産物である養殖モズクが被害を受けるなどの漁業への影響、美しいサンゴ礁の景観が失われることによる観光産業への影響も無視することはできません。

対策

県では、深刻となった赤土等流出問題を解決するため、平成6年に「沖縄県赤土等流出防止条例」を制定しました。この条例では、大規模な事業を行う際には、事業者に対して事前の届出を義務づけており、県は監視パトロールによって条例がきちんと守られているかを調査し、問題が見つければ指導を行っています。

また、赤土等流出の状況を把握するため、毎年、赤土等の^{たいせき}堆積状況とサンゴの生息状況に関する調査を実施するとともに、平成17年度にはGIS(地理情報システム)を用いて赤土等流出の予測・評価システムを作りました。

赤土等流出防止対策の普及啓発活動としては、毎年、土木業者への講習会や赤土等流出防止交流集会を開催するとともに、最近では地域住民を主体とした赤土流域協議会の設立に取り組んでいます。

6 基地公害

基地排水対策

基地からの排水による川や海などの水質汚濁については、下水道への接続やし尿処理施設の整備がなされてきたことから年々改善されていますが、突発的に油流出事故が発生しています。

県では基地排水等の監視、事故時の調査を実施し、水質汚濁の状況把握に努めるとともに、米軍に対して、施設の維持管理の徹底、事故の再発防止を要請しています。



河川への油流出事故

航空機騒音対策

県では、嘉手納及び普天間飛行場周辺地域の生活環境を守るため、航空機騒音の常時監視を実施しています。

平成17年度のWECPNL(うるささ指数)は、25測定地点中12地点で環境基準値を超えており、依然として周辺住民の生活環境や健康に大きな影響を及ぼしているため、県では米軍や国に対して、航空機騒音軽減の要請を行っています。



県道上空を飛ぶ米軍機(嘉手納町)

キーワード うるささ指数(WECPNL)

うるささ指数とは、国際民間航空機関(ICAO)が定めた航空機の騒音を表す国際単位で、数値が大きいほど騒音の程度はひどいことになります。

国の環境基準では住宅専用地域で70以下、商業・工業地域で75以下が望ましいとしています。

放射能対策

原子力艦寄港に伴う放射能レベルの監視、環境試料中の放射能レベル調査を行うために、文部科学省が策定した「原子力艦放射能調査実施要領」に基づき、監視調査を実施しています。

仕事紹介 ~環境保全課~



技師 城間 朝彰

環境保全課では、大気汚染や水質汚濁などの公害に加えて、沖縄県特有の環境問題である赤土等流出や基地から派生する公害の解決に取り組んでいます。

その中で私は、航空機騒音対策と原子力艦放射能調査の業務を担当しています。基地公害の問題を解決することは決して簡単なことではありませんが、少しでも改善できるよう頑張っていきたいと思います。

廃棄物を減らす

市町村、事業者、県民の皆様と協力しながら廃棄物の減量化とリサイクルを推進します。

また、公共関与による産業廃棄物処理施設の整備を進めるとともに、監視指導体制を強化して不法投棄を防止します。

1 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物

排出量については平成12年度以降減少に転じており、平成16年度は46万4千トンと、廃棄物処理計画の目標年度における排出量を下回り、目標を達成しています。

リサイクル率については年々向上し、16年度は12.3%となっているものの、全国平均を下回っています。

18年3月末現在、41市町村のうち、ごみ焼却施設は、38市町村で27施設整備され、しゃ水工などが適正に整備されている最終処分場は、21市町村で15施設となっています。

(2) 産業廃棄物

発生量は、15年度実績で361万2千トンと推計され、11年度に対して11万7千トン減少しています。

15年度の処理状況(動物のふん尿を除く)は、排出量193万8千トンのうち、再生利用が46.3%、焼却処理等中間処理による減量化が38.4%、最終処分が12.2%となっており、11年度と比較すると、再生利用量、減量化量ともに増加し、最終処分量については減少しています。

県内の処理業者が有する産業廃棄物管理型最終処分場は、ここ10数年来、新たな施設の立地がなく、その残余容量は非常にひっ迫しています。

不法投棄の件数は、平成10年をピークに減少傾向を示していますが、大量保管などの不適正処理が依然として見受けられます。

表 廃棄物処理の現状及び廃棄物処理計画の減量化目標達成状況

	一般廃棄物 (単位:千t/年)			産業廃棄物 (単位:千t/年)		
	平成9年度 (基準年度)	平成16年度 (現状)	平成17年度 (目標年度)	平成9年度 (基準年度)	平成15年度 (現状)	平成17年度 (目標年度)
排出量 *(g/人・日)	499(1,048)	464(925)	484(975)	2,071	1,938	2,188
再生利用量 (再生利用量/排出量)	29 (5.8%)	58 (12.6%)	82 (17%)	791 (38.2%)	897 (46.3%)	979 (45%)
最終処分量 (最終処分量/排出量)	180 (36.1%)	75 (16.2%)	106 (22%)	423 (20.4%)	237 (12.2%)	295 (13%)

注) 産業廃棄物の平成9年度値(推計値)は、平成6年度、平成11年度の実態調査を基に補完した。

2 対策

使用済み自動車の海上輸送に対する支援

「自動車リサイクル法」が、平成17年1月から本格施行されたことに伴い、同年10月より、県では離島から沖縄本島まで使用済み自動車を海上輸送する際にかかる費用の補助を行っています。

産業廃棄物税の導入

法定外目的税である産業廃棄物税を平成18年4月に導入し、その税収を活用して、循環型社会の形成に向けた様々な事業を実施します。

リサイクル製品の利用促進

建設資材を対象とした「沖縄県リサイクル資材評価認定制度」や、建設資材以外の日用品を対象にした「沖縄県産リサイクル製品利用促進制度」により、県産のリサイクル資材・製品を認定します。

これらの資材・製品を県の公共工事などで積極的に活用し、県産リサイクル製品の利用促進を図っています。

公共関与による最終処分場の整備

産業廃棄物処理施設は、民間で整備するのが原則ですが、最近では処理施設の新設・増設は難しくなっています。

特に、燃えがら、^{ばい}煤じん、^{おてい}汚泥などを処分する管理型最終処分場は、ここ10数年来整備されていません。

そこで、県が中心となり、産業廃棄物管理型最終処分場を整備する取り組みを進めています。現在は、「公共関与事業推進会議」において、処分場の立地候補地を段階的に選定しています。

不法投棄の防止

不法投棄を防止するため、県では、警察、第十一管区海上保安本部及び関係団体で構成する「沖縄県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を設置しています。

また、県下一斉監視パトロールを実施するなど、県民、事業者への啓発と違反者への取り締まりを行っており、悪質な不法投棄に対しては、警察本部とも協力して厳しく対処しています。

環境美化の推進

空き缶やたばこの吸い殻などのごみの散乱を防止し、県内の環境美化を推進するため、県、県民、事業者、市町村がそれぞれ連携して、全県一斉清掃や公開パトロール等を実施しています。



廃ガラスを原料にしたリサイクル製品
(八重瀬町)



不法投棄監視パトロール(本島北部)

仕事紹介 ~ 環境整備課 ~



主事 當間 元秀

環境整備課では、廃棄物(ごみ)に関する業務を担当しており、廃棄物の減量化やリサイクルの促進、不法投棄の未然防止、産業廃棄物管理型処分場の整備などに取り組んでいます。

その中で、私は産業廃棄物処理業者の優良化や許認可に関する業務を担当しています。産業廃棄物の適正処理がより進むよう取り組んでいます。

県庁の職員の取り組み

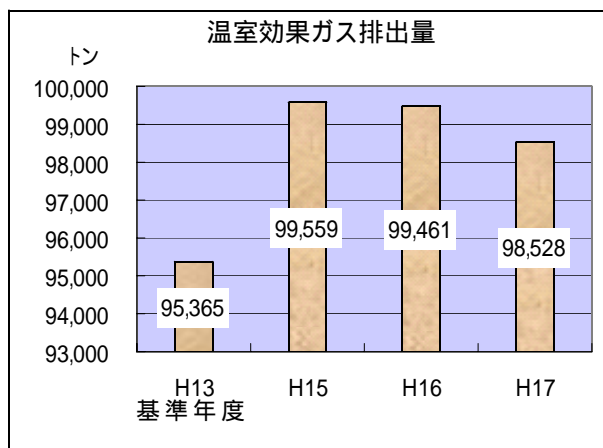
県庁では、県民の皆様と協力しながら様々な環境施策に取り組んでいます。もちろん県民の皆様
にお願いするだけでなく、県庁自身も一事業者として環境保全に取り組んでいます。

ここでは、県庁の職員一人一人が取り組んでいる環境保全活動を紹介します。

1 沖縄県環境保全率先実行計画の推進

県庁の業務が環境に与える影響を減らすため、
沖縄県環境保全率先実行計画に基づいて、電
気、燃料の削減による温室効果ガスの削減、グ
リーン購入の推進、水、紙類の使用量の削減に
よる省資源、廃棄物の減量化・リサイクルの推
進に取り組んでいます。

平成17年度の温室効果ガス排出量は、前年度
に比べて0.9%減少していますが、基準年度である
平成13年度に比べると3.3%増加しているため、こ
れまで以上に温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めていきます。



2 グリーン購入の推進

「グリーン購入」とは、物品やサービスを購入する際、必要性を十分に考えるとともに、環境への負荷がで
きるだけ小さいものを優先して購入することを言います。

県庁では、業務に使用する紙類、文房具、OA機器などを購入する際には、再生紙などできるだけ環境に
優しいものを購入するようにしています。

あなたのグリーン購入度をチェック！！

次の中で、あなたが普段買い物をするときに気をつけていることがあれば を付けてください。

の数が多いほど、あなたは立派なグリーンコンシューマー(消費者)です。

- (1) 買い物袋を持参し、レジ袋は断る
- (2) 必要なものを必要な量だけ買う
- (3) 「地元産」、「旬」のものを選ぶ
- (4) 包装ができるだけ少ない商品を選ぶ
- (5) ビン牛乳やビンビールなど繰り返し使える容器に入ったものを選ぶ
- (6) シャンプーや洗剤などは、詰め替え用の商品を選ぶ
- (7) 古紙を使用したトイレトペーパーなど再生品(リサイクル商品)を選ぶ
- (8) エコマークなどの環境ラベル(マーク)が付いたものを選ぶ
- (9) 家電製品などは、省資源・省エネ型のものを選ぶ
- (10) 長く使えるものを選ぶ

出所：グリーン購入ネットワークホームページより

3 沖縄県環境マネジメントシステムの推進

県庁の行う事業活動が環境に与える影響を効果的に削減していくためのシステムとして、本庁舎の行政棟において、平成17年2月に「沖縄県環境マネジメントシステム(ISO14001)」を認証取得しました。

仕事紹介 ~ 環境政策課 ~



主任 宮里 明人

環境政策課は、地球温暖化対策、環境教育、県庁内の環境保全対策、環境アセスメントに関する業務から他の環境各課に属しない業務まで幅広い業務を所管しています。

その中で、私は沖縄県地域環境センターの管理、グリーン購入の推進などの業務を担当しています。また、何を隠そうこの「おきえこ」の作成も私が担当しました。

これからもより多くの皆様に沖縄の環境について関心を持ってもらえるよう業務に取り組んでいきたいと思っています。

環境を担う人を育てる

平成18年3月に策定した「沖縄県環境教育推進方針」に基づき、環境教育を推進します。
また、環境フェアなど県民の皆様が環境について学ぶことのできる機会を増やします。

1 学校における環境教育の推進

学校における環境教育を推進するため、環境教育モデル校、環境教育研究推進校を指定しています。

また、学校現場で環境教育を行う際に活用できる教材として、平成15年度に「沖縄県環境教育プログラム」の小学校編、平成16年度に中学校編、平成17年度に高等学校・環境団体編を作成しました。

2 こどもエコクラブ活動の支援

こどもエコクラブは、地域において自主的に環境学習や実践活動を行うことを目的に、幼児から高校生によって結成される環境クラブのことで、環境省がその活動を応援しています。

県では、県民環境フェアと同時に開催するおきなわ環境交流集会で、沖縄県内のこどもエコクラブ会員の交流および活動報告を行い、さらなる活動の活性化につなげるとともに、県民環境フェアの来場者へこどもエコクラブの活動を紹介しています。



おきなわ環境交流集会の様子

3 地域における体験学習の推進

子供から大人までそれぞれの世代が身近な環境に触れる機会を作るため、水生生物による水質調査、全国星空継続観察会(スターウォッチング)、愛鳥週間での野鳥観察会などの体験学習を実施しています。

4 イベントの開催

毎年6月の環境月間において街頭キャンペーン、講演会、パネル展などの行事を開催しています。

また、県民が楽しく参加できるイベントとして、おきなわアジェンダ21県民環境フェアを開催しています。このフェアでは、企業、環境NPOなどによる展示会、こどもエコクラブ会員の交流を目的としたおきなわ環境交流集会、沖縄の環境に功績こうせきのあった人や団体に対する表彰などを行っています。



平成17年11月に開催した県民環境フェアでの「やまだひさしのエコアンリミテッド」の様子。

5 沖縄県地域環境センターの運営

沖縄県地域環境センターでは、県民の皆様に関心を持って環境について気軽に学んでいただけるよう、環境に関する図書・資料・ビデオ等の閲覧や貸出を行っています。

また、センターでは、環境に関するセミナーや野外観察会、小中学校での出前講座なども実施しています。

沖縄県地域環境センターをご利用ください

沖縄県地域環境センターでは、皆様の環境学習の場として利用していただけるよう、環境に関する図書、雑誌、パンフレット、ビデオ、パネルなどをそろえており、自由にご覧いただくことができます。

平成18年度からは、毎月沖縄の自然や環境問題など様々なテーマでお届けする地域環境セミナー、小中学校やこどもエコクラブを対象とした出前講座、県内各地での野外観察会を実施しています。

総合学習の場として利用したい、沖縄の環境についてもっと知りたい、県庁に用が当たってきたけどちょっと時間つぶしがしたい、どんな理由でも構いませんので、お気軽に沖縄県地域環境センターをご利用ください。

(利用案内)

場所：那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁4階環境政策課向かい

TEL：098(866)2638 URL：<http://www.ii-okinawa.ne.jp/people/kankyo-center/>

開所日：月～金(祝祭日除く) 開所時間：午前8時30分～午後5時30分

その他の取り組み

県では、これまで取り上げたもの以外にも様々な施策に取り組んでいますが、ここではそのいくつかについて説明します。

1 環境アセスメントの実施

我々が豊かな暮らしをしていくうえで、交通の便を良くするための道路や鉄道の整備、水を有効に利用するためのダムや生活に必要な電気を得るための発電所の建設は、いずれも必要なことです。しかし、いくら必要な開発事業であっても、環境に悪影響を与えていいはずはありません。

こうした悪影響を未然に防止するための制度が環境アセスメントです。

環境アセスメントとは、大規模な事業を行う場合に、それが環境にどのような影響を与えるかについて事業者が事前に調査・予測・評価を行い、住民、専門家、行政の意見を取り入れながら、より環境の保全に配慮した事業を作り上げてゆく制度です。

この制度により、大規模な開発が環境に与える影響を前もって知ることができるとともに、その対策を十分にとることによって、環境への影響を小さくすることができます。

2 公害苦情への対応

我々の日常生活で大気汚染、騒音、悪臭などの公害が発生した場合、まずは、市町村の公害担当窓口にご相談することになります。相談を受けた担当者は、保健所とも協力してお互いの間に入って公害苦情の解決を目指します。

3 アスベスト対策

アスベストは、価格が安く、耐熱性、防音性などの優れた特性があり、これまで建設資材、電気製品など様々な用途に広く利用されてきました。

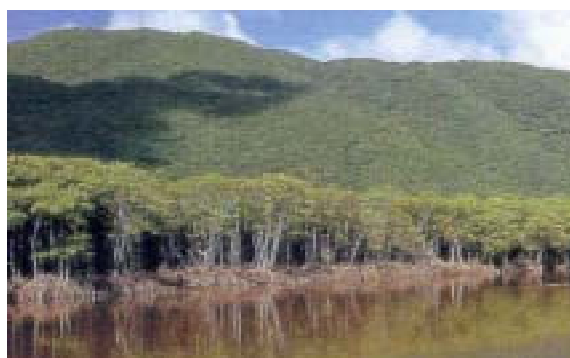
しかし、アスベストを長期にわたって吸い込んだ場合、数十年後に肺がんや中皮腫などの病気を引き起こす可能性が高いことが分かってきました。

そこで、アスベストが飛び散ることを防止するため、届出があった作業現場へ立入調査を行い、きちんとした対策がとられているかを確認しています。

～ 写真館その 植物と海の生物編～



やんばるのイタジイ林



西表島のマングローブ



サンゴ礁(八重山の石西礁湖)



サンゴ礁(慶良間)

環境に関するお問い合わせ先

問い合わせの内容	問い合わせ先
地球温暖化について	県環境政策課 (TEL: 866-2183) または 沖縄県地球温暖化防止活動センター (TEL: 945-2686)
こどもエコクラブに参加したい	県環境政策課 (TEL: 866-2183) または 各市町村の環境担当窓口
公害の苦情や相談をしたい	各市町村の環境担当窓口 または 各保健所
環境アセスメントについて	県環境政策課 (TEL: 866-2183)
アスベストに関して相談したい	県環境保全課 (TEL: 866-2236)
石綿健康被害救済制度について	県環境政策課 (TEL: 866-2183) または 各保健所
環境に関する図書やビデオを閲覧したい セミナーや出前講座の開催について	沖縄県地域環境センター (TEL: 866-2638)
産業廃棄物の処理について 廃棄物の不法投棄を見つけたときは 浄化槽の維持管理について	県環境整備課 (TEL: 866-2231) または 各保健所
野生の鳥や獣の捕獲・飼育について 狩猟を行いたい	県自然保護課 (TEL: 866-2243)
傷ついた野生の鳥や獣を見つけたときは	お近くの野生動物ドクターへお問い合わせください

最後までおきこをお読みくださりましてありがとうございました。

これからも沖縄の環境について楽しみながら学んでいただけるよう、内容を充実させていきたいと思っています。

そこで、ご感想、ご意見がありましたら、郵便、FAX、e-mail等で下記のあて先までお送りください。

【あて先】 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
 沖縄県文化環境部環境政策課
 TEL: 098-866-2183 FAX: 098-866-2240
 e-mail: aa025003@pref.okinawa.jp

